

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行◆

関西労災職業病 6月号

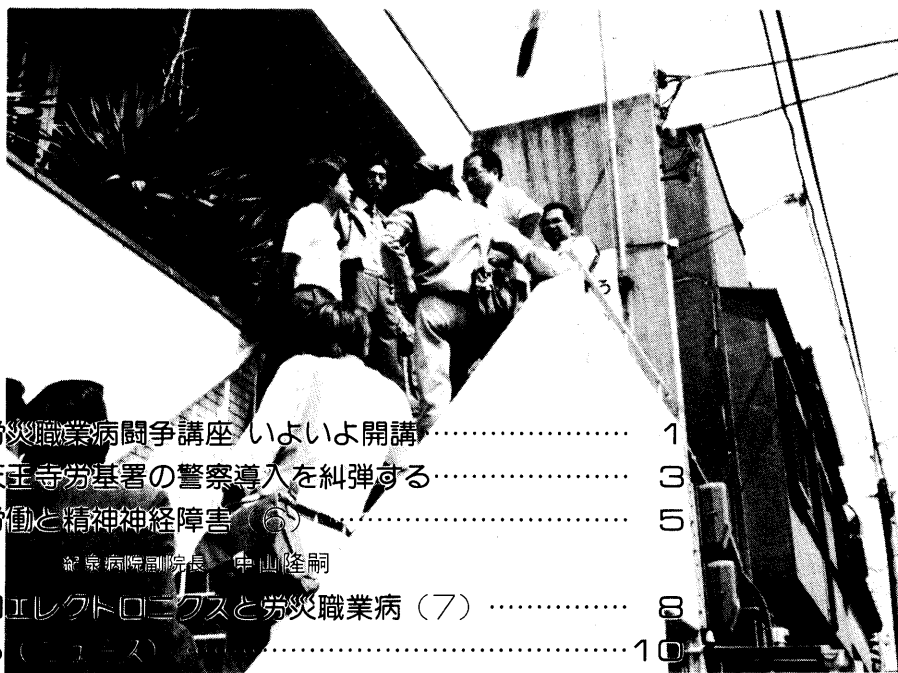
(通巻第110号)

関西労働者安全センター 1983.6.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎06・538・0148〔〒550〕 郵便振替口座 大阪6-315742

100円



- 第3期労災職業病闘争講座 いよいよ開講…………… 1
- 焦点** 天王寺労基署の警察導入を糾弾する…………… 3
- 連載** 労働と精神神経障害 (6)…………… 5
- マイクロエレクトロニクスと労災職業病 (7)…………… 8
- 前線から (ニューズ)…………… 10
- 針灸治療制限反対闘争…………… 17
- うちの組合…………… 18

☆アムコ労組大阪支部

- 闘いの中から…………… 21

☆兵庫県社会福祉労働組合

第三期

労災職業病闘争講座

6月22日(水)より開講

安全センターは、六月二十二日よ

り第三期労災職業病闘争講座をスタートする。一九八一年より、現場に密着し、実践に役立つ知識を身につけることを基本に運営してきたが、一、二期合わせて参加者は延べ千人以上、修了者も四八人を数え、会員団体の間には定着したものとなってきた。

このような講座は、修了したら何か資格が得られるとか、組織的に動員するようなことをしないとなかなか成功しないものであるが、約半年間、十回以上の講座に毎回五十人近くの参加者を得、成功したのは、労働者の労災職業病問題に対する関心

の高さと学習熱意に支えられたから

こそであった。同様のことは今年第九期を迎えた関西労働者針きゅう学習会にも言えることである。労災職業病や健康問題に対する労働者の関心が高いということは、ウラ返して言えば、職場での合理化、労働強化等により労働者の健康破壊が増々進行していることでもあり、これらに対して闘う上でも正しい知識を身につけることは非常に重要なことである。

安全センターとして、労職講座、針きゅう学習会、地域講座、秋期総学習運動など、学習する場を数多くつくり、職場の労働者の声に、より

積極的にこたえていきたい。

第三期講座は、今までの反省をふまえ、前期―医療編、後期―運動編に分け、開講期間も六週間ごとにし、短期間に集中することにした。またスライドや映画などもとり入れ、今まで以上にわかりやすい講座に工夫していくつもりである。多くの会員団体、労働者の参加をお願いしたい。

次回 六月二十二日(水)

開講式「放射線被ばく」

スライドと講演

労金森宮本店二階会議室にて

プログラム

医療編

期間 6月22日～7月27日 (毎週水曜日)

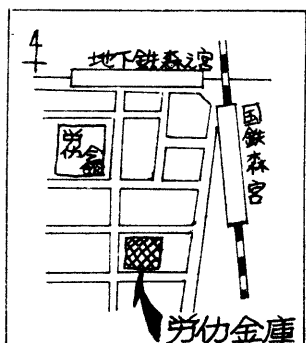
6月22日	開講式 放射線被ばくスライド上映 報告	
6月29日	腰痛症	新井孝和 (京大阪大労職研医師)
7月 6日	脳卒中・心臓病	足達七郎 (京大阪大労職研医師)
7月13日	ケイワン症	松浦良和 (南労会松浦診療所々長)
7月20日	じん肺・中毒症	大下功二 (京大阪大労職研医師)
7月27日	労働と精神神経障害	中山隆嗣 (日本精神神経学会評議員)

運動編

期間 9月21日～10月26日 (毎週水曜日)

9月21日	振動病の関い 映画上映 報告	
9月28日	職場の健康・環境調査	渡辺充春 (労働衛生コンサルタント)
10月 5日	労働運動と労災職業病闘争	平坂春雄 (全港湾関西地本書記長)
10月12日	労災補償のしくみと認定闘争	榎本祥文 (安全センター事務局長)
10月19日	企業責任と労災裁判	中北龍太郎 (弁護士)
10月26日	修了式 記念講演	

開講時間	午後6時～8時						
開講場所	大阪労働金庫本店 / 階会議室、森ノ宮(国鉄・地下鉄)下車						
受講費	<table border="0"> <tr> <td>1/2回通しの場合</td> <td>4000円 (会員は3000円)</td> </tr> <tr> <td>前期または後期のみの場合</td> <td>2000円 (会員は1500円)</td> </tr> <tr> <td>1回のみの場合</td> <td>400円 (会員は 300円)</td> </tr> </table>	1/2回通しの場合	4000円 (会員は3000円)	前期または後期のみの場合	2000円 (会員は1500円)	1回のみの場合	400円 (会員は 300円)
1/2回通しの場合	4000円 (会員は3000円)						
前期または後期のみの場合	2000円 (会員は1500円)						
1回のみの場合	400円 (会員は 300円)						



申し込みは、6月22日開講時に会場へ。その他問い合わせは安全センターへ。

天王寺労基署の 警察導入を糾弾する

天王寺労基署は、去る五月十日より連続して警察権力を導入して我々の労災認定闘争を弾圧してきた。この間、全金協和精工支部の柏木氏の急性心不全死の業務上外認定につき話し合いを継続していたが、署は一方的に話し合いを打ち切り、我々の抗議に対しては警察の力を借りて弾圧するという暴挙を行った。我々はこれを糾弾しその責任を追及するとともに、不当弾圧に屈することなく、同氏の労災認定をかちとるために闘うことを決意している。

警察導入

ドキュメント

(五月十日)

九時半―署長との会見求めて署にいく

十時半―署長と代表者で話し合い・この時既に私服警官四人が署内に待機（うち二人は署長室にいた）
十一時―署長が明日十時から会うことを約束

(五月十一日)

九時半―話し合いのため代表二〇人が署前に集合・既に私服警官十一名

制服警官十名以上が署周辺で監視（マイクとカメラで威嚇する）

十時―会議室で話し合い

十二時―時間切れのため次回を約束して終了（話し合い中も警察は待機）

(五月十二日)

午前中署前でピラまき・私服警官四人が監視。職員の岡田某が「うちの労基署は労働者の味方と違う、警察をあてにしてやっている」との暴言を行った。

十二日～十六日までピラまきをしたが、十三日まで警察が監視していた。

(五月十九日)

第二回交渉、全金大阪地本、総評東南地区評が参加・私服警官二人が待機。なお交渉に先だち橋本次長と人数制限について話し合いをした時に「前回は警察にお願いましたが、今回はしてないので・・・」との発言があった。

警察導入の

不当性

◎四月十日、我々は署長との会見を求めて署にいったが、署長は一切話し合いに応ずる態度がなかった。その時、我々は抗議、口論はしたが、署長に暴力をふるうことはもちろん身体に触れることは一切なかった。にも関わらず、署は警察に出動要請をし、私服警官を署内に導入したのである。

◎四月十一日の交渉は、前日署長自

ら合意し約束されたものであった。しかし、我々が九時半に署前に集合した時には、既に三〇人近くの警官が待機している状況であった。互いに合意し約束した交渉日に警察の出動要請を行ったことは今だかつてない暴挙で、署の不当性は明らかである。しかも、交渉中ずっと待機させるといふのは、我々に対する予防弾に他ならない。

天王寺署の姿勢を

糾弾する

我々は五月十七日、大阪労働基準局長に抗議の申し入れを行い、現任局と話し合い中である。この話し合いには、当該の支部、全金生野東成ブロック、安全センターはもちろん全金大阪地本、衆議院議員上田卓三氏も許しがたい問題として共に参加している。

◎不当性の最たるものは、警察をたよりに行政を行なおうとする署の体質である。これは職員岡田某の暴言にはつきりと現われている。労働者を保護することを目的とする労働行政が、警察の力をかりて労働者を弾圧するということは、自らその目的を放棄したことに他ならない。このような体質をもつ天王寺労働基準署は徹底して糾弾されなければならない。

五月二十七日、申し入れにもとづき局と話し合いがもたれた。天王寺署は警察導入については、警察が好意的にきてくれたとか、署長が威圧されたとかウソで塗りかためた報告を上げており、我々の糾弾をうけ、局も再調査をした上で話し合うことを約束した。上田事務所ではこのような事件は国会でも追及することも考えていくということであり、我々は署の警察導入の不当性を徹底して究明していく決意でいる。

労働と精神神経障害 (6)

紀泉病院副院長

中山隆嗣

第三章労働法と精神病患者

精神病患者の権利が、法的にどのような扱いをうけているかについては、解釈は多々あるにしても、いずれも不利益な、しいて言えば、治安管理の対象と考えられる面が強いのではないでしようか（今だに天皇が〇〇へでかけるといふ時、秘密裡に精神病患者が警察の監視下におかれます）。国家は、自らが許可・認可する免許等に対して、精神病患者には与えないという決意をいろいろな方面において行っています。

法律論においては、様々な見解があるようですが、民法は、精神の欠陥により、様々な社会的行為を禁じ（禁治産者、準禁治産者）ています。

（注1）以下のものになれません。

- 1 国会議員、2 国家公務員、人事官、
- 3 地方公務員、4 自衛隊員、5 国家公安委、都道府県公安委、6 学校長、
- 教員、7 教職員普通免許、8 弁護士、
- 9 公証人、10 司法書士、11 行政書士、
- 12 税理士、13 弁理士、14 保護士、15
- 精神障害者の保護義務者、16 宗教法人の代表役員等、17 公安審査委、18
- 信託受託者、19 清算人、20 社会保険審査委、21 社会保険労務士、22 中労
- 委、中船労委、地労委、船労委、23

- 公労委、24 職訓所指導員、25 技術士、
- 26 労働保険審査委、27 公取委、28 商
- 工会議所員、29 政策委、30 公庫役員、
- 31 公認会計士、32 商品取引所審議会
- 会長及び委員、33 一級、二級建築士、
- 34 装てい師、35 馬主、36 調教師、騎
- 主、37 日本中央競馬役員、38 家畜商、
- 39 原子力委員会委員、40 国鉄構内営
- 業、41 入札者、42 帝都高速管理委、
- 43 海事保佐人、44 旅行あつ旋業、45
- 首都圏整備委、46 ホテル業、47 土地
- 収用委、予備委、48 土地地区画整理審
- 議会委、49 土地家屋調査士

しかしながら、禁治産や準禁治産の宣告はめんどうな手続をとり、裁の宣告が行います。このためほとんど宣告されていないと考えられます。

（注2）以下のものは禁治産、準禁治産は絶対なれず、わざわざ、精神病患者、麻薬等の中毒者を「認める場合もある」とした相対的欠格条項と合もあつています。

1 医師、2 歯科医師、3 薬剤師

（注3）禁治産者のみがだめなもの

1 選挙被選挙権、2 火薬製造の許可及び販売営業の許可、3 高圧ガス製造許可及び販売事業の許可、4 古物商の許可市場主の許可、5 海区漁業調整委、6 都道府県農業会議会議員、7 核原料物質の精錬の指定等

指匠師、はり師、きゅう師、柔道整復師、3 作業療法士、理学療法士、4 彩血及び供血あつ旋業者、(注10) 精神病患者、麻薬等の中毒者が相対的欠格

ここにDさんの例があります。非定型精神病で、何回か悪化はしましたが、約十年前に、一度一ヶ月程入院治療をうけただけで、昨年の夏どうしても入院を要する事態となり、約三ヶ月入院しました。傷病手当を請求したところ、初診が十年前であり継続しているため、もう期間が切れているということでもらえませんが、社に対する不満が病気の勢いをかりて出てきたため、入院を考えたところ、会社は主治医の知らぬ間に妻を会社に呼びだし「このままやったら解雇になる。今やったら依願退職にできるし、退職金も多くもらえる」と甘言をろうし、辞職に追いこもうとしました。本人は病気の勢いで「やめたい」と思っていたところや、こんな所こつちから辞めたるわ」と辞表を書いてしまったのです。

1 理容師、2 美容師

1 歯科衛生士、2 歯科技工士、3 保健婦・助産婦、4 特定毒物研究者、5 衛生検査技師

(注5) 精神病患者が絶対的欠格
栄養生士

これだけのものが欠格事項としてあり、病気をタテにとつて解雇に追い込むことができるおとし穴が数多く考えられます。

(注6) 禁治産者が相対的欠格
たばこの耕作、小売人の指定、巻紙の製造、

去年問題となったジェット機を落としてしまった元機長は結局解雇になつてしまいました。口実は「業務に服することができない」というような内容ですが、多くの事例では決して表向きは、解雇ということはなく、依願退職の形をとり、本人の意志でやめたような形式をとろうとします。

(注7) 精神病患者、精薄者、てんかん、アルコール、麻薬等の中毒者が絶対的欠格
自動車及び原付免許

去年問題となったジェット機を落としてしまった元機長は結局解雇になつてしまいました。口実は「業務に服することができない」というような内容ですが、多くの事例では決して表向きは、解雇ということはなく、依願退職の形をとり、本人の意志でやめたような形式をとろうとします。

(注8) 精神病患者、麻薬等の中毒者、心神こう弱者が絶対的欠格
銃砲刀剣類所持の許可

去年問題となったジェット機を落としてしまった元機長は結局解雇になつてしまいました。口実は「業務に服することができない」というような内容ですが、多くの事例では決して表向きは、解雇ということはなく、依願退職の形をとり、本人の意志でやめたような形式をとろうとします。

(注9) 精神病患者、麻薬等の中毒者が絶対的欠格
1 製菓衛生師、2 あんまマッサージ

去年問題となったジェット機を落としてしまった元機長は結局解雇になつてしまいました。口実は「業務に服することができない」というような内容ですが、多くの事例では決して表向きは、解雇ということはなく、依願退職の形をとり、本人の意志でやめたような形式をとろうとします。

病気が辞めた後のこと、健康保険が国保になれば入院となつたらいくらか国保になるのか。辞めた後、本当に働く

所があるのか等全く考えさすことなく、その時のふん囲気に左右された判断をさせてしまいます。

聞く所によると、会社は前々から人員整理をねらっており、今回Dさんにそのホコ先が向けられ、本人の辞表を渡りに船とうけとって退職に持ちこもうとしましたが、早速抗議して辞表をとりもどし（病気の時に書いた辞表は無効）現在交渉中です。少なくとも最悪の事態はさけられるのではないかと思われます。この例を待つまでもなく、このよ

うな解雇攻撃は家族や本人が「会社に迷惑をかけるから受けいれる」というのではなく、権利として闘いようといかなければならないものですし、悪い言い方ですが、利用できるものはたとえ精神科の医者でも利用してもらえればいいのではないかと考えます。

今ある労働安全規則の六一条に「精神障害のため現に自身に傷つけ、または他人に害を及ぼすおそれのある者」は就業禁止であるとうたってありますが、以前は労働基準法で精

神病者であれば就業禁止であったこと（今は廃止されている）を考えれば一歩前進したと考えてもさしつかえないと思われますが、まだ規定はいまいさを残しています。

つまり「おそれ」はなかなか、どんな熟練医でも見抜けないことがあるということですが。このため、広義に解釈をすれば、少しの不眠状態でも適用となってしまうおそれがあるからです。

（参考「法精神医学」田村幸雄）

関西労働者安全センターの10年間

合本 関西労災職業病 全2巻

第一号（第五〇号）

第五一号（第百号）

頒価一五、〇〇〇円

（一九七三年十月～一九七八年六月）

（一九七八年七月～一九八二年八月）

申し込みはセンターまで

マイクログレクトロニクスと 労災職業病

(その7)

コンピュータ作業者の健康障害 アンケート調査で明らかに

コンピュータ作業者の健康障害に
関するアンケート調査結果が、この
五月に「日経コンピュータ」誌上で
発表された。これは、今年二、三月
に同誌がディスプレイ端末機の操作
にたずさわっている読者五千名に対
して行なわれその内四〇%の回答を
集計したもので、その問題点をかな
り明らかにしている。

この内容を見てみると、ブラウ
ン管を前にして両手でキーをたたく
という作業が続いている人々のうち、
実に六九、六%(三人に二人)が「目

が疲れる」という自覚症状を持って
おり、三九、六%(四割)が「首の疲
れ」を訴えている。また作業後の症
状として「腕が疲れる」「手指が疲
れる」という回答も目立って多く、目、
首、腕、手指と症状が現われやすい
ことがはっきり出ている。また、こ
うしたVDT操作員を対象とした健
康管理が行なわれているかという質
問に対しては、「実施していない」が
九三、三%となっており、取り組み
はほとんどされていないことが示さ
れている。

定まらぬ

作業基準

さてこのような実態に対してどの
ような対策が立てられうるのだろう
か。VDT操作に関連する基準とし
て現在あるのは、「キーパンチャー
の作業管理について」という労働省
通達のみである。作業時間は一日三
百分以内、一連続六〇分以内で一〇
〜一五分の一せい休憩、一日の平均
タッチ数が四万以内となっているが、
これが出されたのが約二〇年も前
であり、チカチカするブラウン管を
がめながら、いろいろと判断をし、
タツチの軽いキーを打ち続ける現
在のVDT作業には全くそぐわなくな
ってきている。そのため労働省は新
たなガイドライン作りとして「VDT
作業における健康障害に関する調
査」を始めた。

しかし、基準がでるまで仕事を休
むわけにはいかない。そこですでに
いくつかの国で示されているVDT
作業に関する労働安全衛生対策の基
準をみてみたい。共通して出てくる
のは、作業スペースの問題、照明、

画面の明るさ、ちらつき、そして作業時間休憩時間等である。

そのなかで作業時間の問題については、いくつかの研究によると、一日の作業全体で四時間を境目に目、首などの疲労の度合が多くなることと言われている。それに従ってアメリカ国立労働安全衛生研究所の勧告の場合は、平均的作業で連続二時間の後一五分の休憩、高度のものなら一時間の後一五分の休憩。スウェーデン政府指導要領では、目の疲れ、不快感が進むようであれば休憩あるいは一般作業に就けるよう組織すること。国際印刷産業労働組合勧告では一日四時間、一連続二時間となっている。

したがって、現在の日本のVDT操作の作業時間に限れば、前出のキーパーンチャーの作業管理基準、一連続六〇分以内、一〇〜一五分の休憩が一応の守るべきめやすと考えてよいだろう。ただし、日本語入力の問題など、まだ全くの未研究となつて

いる点も多く、今後の調査研究がまたれるところである。

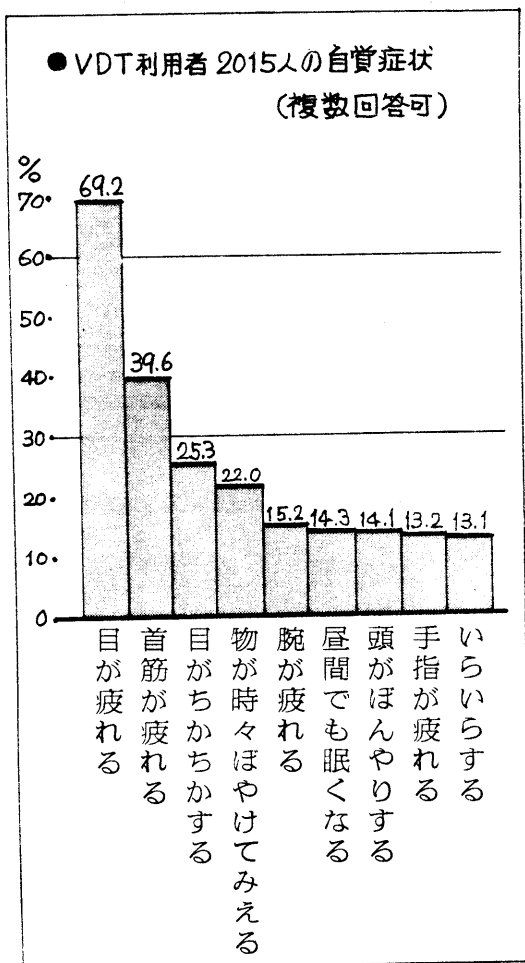
一人歩きしている

VDTの効果

テレビ画面で読み取るという作業によってコンピュータから用紙の大量消費という弱点が消え、能率が飛躍的にアップした（もちろん一部の職種で）が、今はその効果が一人歩きしている段階と言つてよいだろう。

テレビゲームが事務室に持ち込まれ「必要に応じて時々見る」道具から今や「それなしには仕事ができない」必需品となったのである。ただ眼科医学者の「眼科立場から言えばVDTは本来開発されるべきではない機械だったといえるでしょう。」という言葉が印象的である。とにかく作業をする前に、ある程度自分で制限を決めておく必要があるだろう。

* 労働安全衛生広報(八三・四・二五)より



「日経コンピュータ」(83.5.2)より

前線から

脳卒中労災

柴田出稼訴訟

秋田-大阪

口頭弁論始まる……

五月二六日、国は基本的な点については脳卒中死の業務外決定の取消しを求め柴田出稼訴訟の第一回口頭弁論が大阪地裁にて行なわれ、全港湾、全金、兵福労、安全センター、出稼組合等より原告支援の傍聴参加があった。

当日、被告である国側(天満労働基準監督署)より答弁書が提出され、訴状に対する認否が行なわれたが、

五月二六日、国は基本的な点については脳卒中死の業務外決定の取消しを求め柴田出稼訴訟の第一回口頭弁論が大阪地裁にて行なわれ、全港湾、全金、兵福労、安全センター、出稼組合等より原告支援の傍聴参加があった。

五月二六日、国は基本的な点については脳卒中死の業務外決定の取消しを求め柴田出稼訴訟の第一回口頭弁論が大阪地裁にて行なわれ、全港湾、全金、兵福労、安全センター、出稼組合等より原告支援の傍聴参加があった。

大阪中央

和文タイピストの頸肩腕

中央労基署に労災申請

アムコ労組 大阪支部

五月二五日、大阪市東区ピストンさんの頸肩腕障害について、中央労基署へ労

災申請を行なった。

(株)アムコは医療機器、理化学検査機器の輸入貿易商社で、取り引き先への案内状、契約書、見積書などの和文タイピストは、タイプライターを卒業入社したNさんの毎日の仕事となっていた。特に与えられたタイプライターが古くまたほとんどの伝票が六枚複写のために印字キーが重たく、しかもその作業が一日の前半に集中することなどから疲労が蓄積していた。他にも取り扱い説明書のタイプライター業務のときれがなく発症に致ったものである。

組合では、申請の後頸肩腕障害についての学習会を行なうなどの活動を始め、これを機に労災職業病に対する取り組みを強めている。

(「うちの組合」参照)

北 摂

自転車通勤でのギックリ腰は「通勤に内在する危険でない」 摂津市職が不服審査闘争へ

西月末、地方公務員災害基金大阪府支部は、摂津市保母の通勤途上に発生した腰痛ねんざ(ギックリ腰)について、「通勤災害でない」との決定を下したことについては既に報告したが、五月十一日、安全センター及び摂津市職は基金支部と話し合いをもち、経過の説明を求めた。

事実関係を整理すると、本人は五七年六月より疲労性腰痛にて松浦診療所への通院を始めたが、その後六月十七日、通勤のため自転車坂道を上る途中、突然急激な腰痛にみまわれたも

のである。基金は、腰痛が当日発症したことや、通勤途上であったことは認めながら、自転車で坂道を上る際に腰を痛めるといふことは「通勤に内在する危険」

には当たらないと判断したと見解を表明している。しかし、自転車通勤には転倒や交通事故と同様、無理な姿勢で腰を痛めることも十分に予測しうる危険としてあり、基金の判定は余りにも非常識という他はない。組合側もこの判定を不服として、審査請求することを決めている。

痛症で療養を必要とする者がゼロとされていることと現実には四百名を超える通院加療者が存在する事実との極端な相違、および健診において精密検査が必要とされた受診者の結果報告が一年近くたつても出ていない事実を中心に進められたが、結論としては診断基準があまりいいなこと、また健診する側の体制が極めて弱いことなどを浮きぼりにすることとなった。

大 阪

当局健診(ケイワン・腰痛)の ズサンと明らかに

・大阪市職民生局支部

五月一六日、大阪市民生局保母の五七年に行なわれた健診結果に関して、当局側と組合側の話し合いが行なわれ、当局側からは健診

の中心である医師が、そして組合側は松浦診療所の松浦医師が出席した。論議は五七年度健診(対象者名)結果として頸肩腕障害、腰

民生局支部では、各分会における頸肩腕の連続学習会を四月二八日にすべて終了し、これをベースとして健診のあり方、予防としての体操の組織化等についての議論が進行中であるが、今回の話し合いで、組合としての対策強化の必要性が高まったものと判断される。

(編集部)

大阪

「保母のケイワン」労災申請

10人のうち9人が発症訴え

・大阪地域合同労組 望之門分会

五月十八日、大阪地域合同労組望之門分会は、同労組望之門分会は、分会員田村さんのケイワン障害の労災申請を阿倍野労基署に行なった。

分会のある望之門保育園は、障害児保育も行なっている民間の保育所であるが、建物は三十年前のもので老朽化が激しく、一クラスに二、三人いる障害児に対する保育などで保育労働者に腰痛、ケイワンなどの職業病が多発している。今回の田村さん以前にも、二人の保母が労災認定をうけており、健診アンケートでは十人のうち九人までが肩、う

で、腰などに異常を訴える状態である。

田村さんは、以前労災認定をうけた保母の代替とし

て七八年に入ったが、正職員となって以後、八十年頃より身体の疲労を訴え、八一年は障害児の長時間保育を保障するため、休憩がほとんどとれず、また同じクラスの保母が欠勤がちで、一人で保育する日が多かった。そして、八二年一月に保育中にクビに急激な痛み

を感じ、通院治療をするようになった。

幸い、田村さんは休業に至るまで症状が悪化する前にとりくむことができたが、職場での改善問題等を含め今後のことを考えて申請にふみ切った。

日本原電の不安というだけ

再々鑑定を申請

原発被曝裁判 岩佐訴訟控訴審

となるが、原告側は「放射線皮膚炎」の診断がゆらぐ可能性はなく、かえって確定するというように判断している。

岩佐訴訟で「放射線皮膚炎」の診断に対する鑑定をめぐる話し合いが進んでいる。これは、地裁で二回の鑑定を行なった結論が「放射線皮膚炎を否定できない」となっており、その上控訴

審法廷での尋問によって更に補強されているという。これに対し、被告日本原電の側から申請されたものである。異例の再々鑑定であり

十二年前岩佐さんといっしょに作業をした渡辺道治氏が証言することになった。

地裁で勝訴した側からの申請という変わった成りゆき

第十回法廷は7月20日13時 大阪高裁二(二)二号法廷 (岩佐訴訟を支援する会事務局)

大阪

労働、生活の場から病いを見つめる

臨床医学講座がスタート

初回「職業性中毒」講座に40名

「労働・生活の場から病いを見つめる臨床医学講座」と題する医学生対象の労災職業病講座が始まった。この講座は、例年の南大阪労働フィロド合宿実行委を構成する京大、京府医大、奈良医大、神大、大阪医大の各サークルと労住医連が参加する実行委の主催によるもので、今年のフィロド合宿と関連を持つものとなっている。

実際のマンガン中毒被災者の訴えに熱心に耳をかたむけていた。第一期講座としてこのあと六月四日「振動病」(重谷典男氏)、六月十八日「放射線

線皮膚炎、タールピッチによる障害」(田代実氏)が阪大病院にて行なわれ、九月から四回目以降が行なわれる予定である。第十回を迎える今年のフィロド合宿はこうした取り組みと合わせて充実した内容が期待される。…(今年の南大阪フィロド合宿は七月二〇日、二三日)

(編集部)

日も早く業務上災害として認定するよう求めた。席上、労災課長は「局医の意見をまだ聞いていない段階なので何とも返答しかねる」との答弁があったが、組合側はこれまでに提出している意見書をベースとして、同氏が卒中を発症した五七年七月は、担当である歯科関係レセプト数が極端に増加していること、そして専任で行っている再審査件数について例年になく大幅な増加を示していることなどを挙げ、氏の業務による負担が倒れる頃に極めて大きかったことをくり返し主張した。これに対し署側も大筋について合意し、これらの事実評価に基き、医学的裏付けを早急に行うことを約束した。

五月二八日に行なわれた第一回は「職業性中毒」をテーマに松浦医師が講議を行なった。部屋をうめつくした約四〇人の参加者は、

大阪国保連労組の元組合員で、今年初め脳内出血で死亡した中谷弘氏の労災認定闘争は、中央労基署の調査がほぼ完了したことによ

り一挙に大詰めを迎えた。五月二五日、当該労組を中心として、総評東地協、安全センター関係の約三十人は同署と交渉をもち、一

大阪中央

中谷脳卒中労災

「署側も「負担が大きかった」と認める

・大阪国保連労組

認定は六月中旬になると

思われるが、業務上災害認定獲得に向け、組合側の確

信はいよいよ高まっている。

場復帰問題については、大分安全センターより今年に行なわれた振動病被災者約

一六〇名の調査結果が報告されることにより、つこんだ討論となったが、それによると三年以上の長期休業が七二%に上り、既に雇用関係の消滅している者が九二%また平均年齢も五六歳となっており、復帰につい

大分 労住医連が二回連絡会議開催

被災者の職場復帰問題等を討議

五月二一、二二日、大分市において労働者住民医療機関連絡会議の第二回連絡

会議が開催され、大分勤労者医生協を中心に神奈川、大阪、愛媛、高知などから約四〇名が参加した。

熱の入った討論が行なわれた。とりわけ、被災者の職

場の復帰問題については、大分安全センターより今年に行なわれた振動病被災者約一六〇名の調査結果が報告されることにより、つこんだ討論となったが、それによると三年以上の長期休業が七二%に上り、既に雇用関係の消滅している者が九二%また平均年齢も五六歳となっており、復帰につい

五月二一、二二日、大分市において労働者住民医療機関連絡会議の第二回連絡

徳田訴訟(シアンによる眼負傷)

勝利和解の報告集会

野村メッキ労組

議題は針きゅう治療制限反対闘争、夏期学生フィールド、共同研究調査、労災被災者の職場復帰対策、経営問題等多岐にわたり、時間的制限もあり結論に至るものは少なかつたものの、二日間約十時間にわたって

八〇年二月の提訴以来三年にわたって野村メッキ労組(大阪大正区)がすすめていた徳田茂氏のシアン化銅液による眼負傷に関して

の損害賠償訴訟が本年四月一日に和解が成立したことについては既報の通りであるが、五月十六日、勝利和解を記念して報告会が開か

れた。

徳田氏そして組合は今回の和解について「両眼失明の状態あるいは全身の神経マヒの程度を考えると決して完全勝利とはいえないが一定の勝利はかちとれた」と位置づけ、これまでも長年にわたる裁判闘争を支援してきた多くの団体に対しお礼のあいさつが述べられた。

南大阪

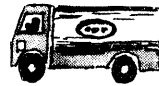
参加した労組、団体からは、四人という少数組合員にも関わらずここまで闘い抜いた労働組合に対し敬意が表され、またこの闘いの

質を地域に拡げていくよう連帯のあいさつがなされた。最後に徳田氏、労組より各支援団体にお礼として旗が贈られた。

タンクローリー運転手の

突発性高血圧脳症が

労災認定



西大阪

全港湾大阪支部 大阪石油分会

五月中旬、全港湾大阪石油分会の岩木氏の高血圧脳症が労災認定となった。

同氏はタンクローリーの

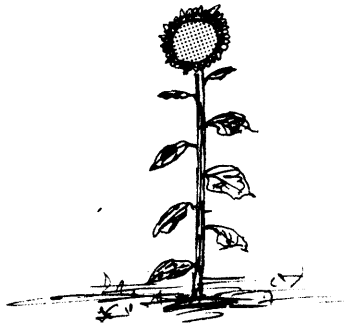
交通渋滞にであい、前方がよく見えない急カーブで追突しかけるといふヒヤリ事故があり、その直後より下腹部に激痛をおぼえ、かろうじてスタンドに着いたもの、そこで意識不明となり倒れたものである。

一月十日の災害当日、岩木氏はいつものようにローリーを運転していたが、途中

一方で独自の調査を開始し

岩木氏のそれまでの健康状態には全く異常がなかったこと、日常生活においても充分すぎるほど健康に気をつけていたこと等、本件が業務上であることに確信を得ていた。しかし、四月末段階で西野田署は「糖尿病あり」との見解を示し、認定を渋っていた。

最終的には誤診の事実が明らかになり、認定に至った。突発性の高血圧脳症についてはこれまで認定例も少なく、運転労働者の健康管理においても大いに参考となる。



四、五月の新聞記事から

- 四・五 全通金石事件―二審の無罪を破棄し高裁審理のやり直しを命じる(最高裁)
- 四・九 電話交換手、公社を相手どつた労災認定訴訟で部分勝訴を不服として控訴(和歌山)
- 四・一五 国際消費者機構、抗炎症剤ダニロンの発ガン性データ隠しの大薬品に抗議書
社員バイクで出勤途中追突され死亡(堺)
- 四・一六 釧路でサケ漁船が転覆四人死亡、六人不明
原電敦賀で放射能もれ運転停止
- 四・一七 日本小児科学会、未熟児網膜症における「患者原因見解」を撤回
- 四・一八 造船所で爆発事故、二人即死、六人重軽傷(三重)
- 四・一九 新潟の粘土採掘坑でガス爆発二人死亡
厚生省、医薬品の無許可販売で扶桑化学工業に十日の業務停止処分
- 四・二〇 国労による入浴闘争で国鉄当局が組合員五人を処分、賃金カットを行う
- 四・二一 放射線従事者の被ばく安全基準の緩和を決定(放射線審議会)
- 五・一〇 新聞配達員、タンクローリーにひかれ即死(西成区)
- 五・一三 島根原発二号機・公開ヒアリング開催―反対派初参加
- 五・一四 日航羽田沖事故の元機長解雇
- 五・二一 拘置中の病死をめぐる国賠訴訟で国の責任を認める(大阪地裁)
- 五・二三 六九年におきた「新四ツ木橋事故」(八人死亡)で東京高裁「不可抗力」を支持し間組三被告に無罪判決
- 五・二六 修理中の米軍機爆発四人死亡(厚木)
- 五・二七 自衛隊員の公務中事故死で「国に賠償責任なし」の判決(最高裁)
政府、高速増殖炉「もんじゅ」を正式に設置許可
佐賀教組訴訟控訴審で原告側が逆転敗訴
日本海中部地震で埋め立て工事中の作業員七人死亡(秋田)

労災打切り…不当な判断基準…

今年三月末をもって全国五〇〇名以上の被災者が労災補償を打切られたが、中でも問題となったのは、一般医療と針きゅうを併用している被災者も対象になっていることであつた。三七五号通達によれば、併用治療を継続していた被災者は、三月末で針きゅう治療は打切られるが、一般医療も含め全て労災を打切ることにはなっていない。しかし、実際には東京、神奈川、静岡等では三七五号通達を悪用して、併用治療をしている被災者も「針きゅう単独扱い」とされ、労災打切りが強行されたのである。

神奈川で、不当な打切りに対する抗議行動を行う中で、神奈川局として併用治療者に対する労災打切りの

判断基準があることが明らかになった。それによると過去一年の療養の実態をみて、たとえ一般医療との併用が事実であつたとしても

○理学療法の実績が極端に少ないもの（月三回程度）
○単調な療法のくり返しのもの（消炎、鎮痛のみ）

は針きゅうの施術が主体であり

○再診時に慢然と理学療法のみ行われていると認められる場合は「針きゅう単独」と判定し、症状固定とした。

というものである。

三七五号通達に書かれていないことまで、局として判断基準をつくり

労災打切りを強行したのであり、打

切る目的で三七五号通達を利用したとしか考えられない処置である。しかも、今後更に強行な攻撃をしていくことを公言しているという点であり、神奈川局の姿勢は徹底して糾弾していかなくてはならない。

局のミスで 治療費支払う

大分県では、県労評を中心に基準局交渉が闘われているが、この中で針きゅう治療を三月末で打切る旨の通知が四月十二日に被災者、医療機関に届いていることがとり上げられ、通知前の分まで不支給とすることはおかしいと追及が行われた。局もその通知が遅れたのは局のミスであることを認め、四月一日より十二日までの針きゅう治療費については支給することになった。その他、リハビリ就労中の被災者の問題については局としても一年をこえて針きゅう治療が必要かどうかを検討していくことになった。

アムコの組合

アムコ労組 大阪支部
(東区)

先の第三回総会を控えた三月、駆けこみ的に加盟したアムコ労組大阪支部です。今までは労災職業病闘争に関しては、企業内労働組合の域を出ず、また独自の方法にて活動してきましたが、こと労災認定闘争となると、一企業内労組の力では限界があり、無力に等しい位置付けしかありませんでした。そうしたなかで今

回の安全センター加盟は、低迷している当組合の闘争に啓発的活力と方向性を与え、更に発展性を生じさせるという意味で、実に意義深いことであつたと確信する次第です。今後ともよろしく御指導、御鞭撻の程御願ひ致します。

一、職場

アムコは、東京に本社を、大阪、名古屋、福岡、札幌、仙台、金沢、高松、広島、そしてニューヨークに支店、出張所を持つ従業員四〇〇名程の輸入商社です。仕事は医療器械、分析器械等の輸入、販売、修理を行なっており特に医療器械が中心となつています。この職場の中でアムコ労組は、東京(仙台を含む)、名古屋、大阪(広島を含む)、福岡の四支部で組織されており、組合員が一二〇名います。大阪支部はその半数の六〇名で組織されています。

二、組合の結成

アムコ労組は、七一年の八月に大阪で結成され、その後、各支部が結成されるに至っています。結成当時は高度成長の時代で、会社もそれにもれず急成長を遂げていましたが、一方労働環境はといえば、封建体制下然としており、賃金体系などはなみに等しく、当然賃金格差も生じ、また労働者は経営の管理強制労働下におかれ、身心消耗すれば退職するしか道はないという劣悪な労働条件で、毎月の退職者が跡を絶ちませんでした。このような中で、職場の中から働く者の地位保全運動としての組合結成の声が高まり、しばらくして最初に大阪で組合が結成されるに至ったのでした。

三、闘いの経過

当初は賃金格差の是正、環境の改善等の闘争が中心でしたが、その後、反合、権利、安全衛生、反差別、共闘等に対する取り組みを拡大してきました。賃金闘争においては、現在のところ、性別、学歴による格差をなくし、係長職位まで組合協定の年齢給による適用を獲得しています。

今後の課題としては、年齢給一本の全社員適用の賃金体系の確立を具現化することです。

次に反合闘争の経緯ですが、子会社設立に対する阻止闘争を契機に活動を日常化させ、人員要求、管理強化阻止を中心に取り組んでいます。更に権利闘争についてですが、子会社設立反対闘争のなかから組合休暇を勝ち取り、その後適用範囲、日数の拡大を行ってきました。(組合休暇―年五四日、時間内定期大会開催

―年二回各三時間、中執休暇―年二回各全日、委員会休暇―環境及び安全対策委員会各年六日)当面の目標としては、現在半日休暇しか認められていないメーデーの全日休暇の獲得があります。また、我々の権利を守るため、不当労働行為に対する追及も随時行なっています。

その他、環境改善、安全衛生に対する闘争では、労使間の委員会を設立させ(環境問題委員会、安全対策委員会)、労使間で逐時問題の解決を図っています。その内環境問題については、組合結成時よりの目標である労働時間短縮の一環として、週休二日制、初年度及び経年度の年次有給休暇増が実現され、今は就業時間の短縮(九時―一七時―現行一七時三〇分)を目ざしています。安全衛生については後述することとして、次に反差別の闘争として、雇用における差別条項を撤廃させ、更に「障害者」の雇用を実現させました。それと同時に我々自身も日々差別問題に對

する学習――介護活動の取り組み等――を行ない闘争の拡大を図っています。そして共闘においては、地域の活動を中心に少しずつ活動の場を広め、より多くの組合員が参加し、労働者の立場に立った地域活動の強化を目ざして取り組んでいます。そしてこれらの闘争を円滑かつ迅速に推進させる為に、組合に三部、九委員会を設け、組合員の多くの活動参加のもとで組織の強化、拡大、そして前進を図っています。

さて今春闘においては、組合休暇の六日増、有給休暇の増、増員の実現等においては着実な成果をあげてきました。しかしながら賃金においては、経営の不況宣伝、組合の情宣不足等から、ストなしで七%前後の賃上げ(三三歳)しか獲得できませんでした。我々としてはこの結果を更に分析、反省し、組合員全員の生活が発展、向上する様、次に控えている一時金闘争に生かして闘っていきたいと考えています。

四、安全対策及び

労災職業病闘争

我々は日上の業務に当って、毒、劇物、ラジオアイソトープ(RI)、高圧ガス、血液検査器械等一般取り扱以上の注意を要する商品を扱う部門もあり、その安全対策を遂行するため、過去数回となく会社との交渉を重ねてきました。その交渉の一環として、RI関係取り扱い従事者については、フィルムバッジ、ポケットチャンネルの配付(携帯用線量計は近日常に配付)、そして血液が付着したものを扱う従事者に対しては、専門医による特殊健康診断を実施させるに至っております。しかしRIにおける内部被ばくの問題などこれから解決していかなければならない問題も山積しています。

また一方、職業病に関しては、今までは、腰椎捻挫、頸肩腕障害の診断を受けていた人がいたにも関わら

ず、労災申請までこきつける活動が、れからも安全センターと歩を一にしできない現状でした。しかしながら、労働者が安心して働ける職場作りを広く押し進め、地域の働く仲間とよきつきけるに至っています。こ

夏期カンパのお願い

短い春が過ぎ、いきなり夏に突入した感のある昨今ですが、社会情勢もいよいよ厳しいものとなっており、労働運動、社会運動を担う者は全て一層の奮闘とそして大同団結が必要になっているものと思

います。

さて、関西労働者安全センターは七三年の組織結成より数えて今年十年目を迎えたわけでありますが、各位の御協力により組織としての基礎的体制がようやく整い、労働災害職業病との闘いを通じて、労働者の生命と健康という基本的権利を守る闘いを推進する足場が形成できたと考えております。しかし、財政に関しては年々拡大する経費に収入がいつかず、会費、機関誌購読料の基礎的収入に加えて各位からの臨時カンパに一定程度頼らざるを得ないのが現状であります。

毎年のことで恐縮には存じますが、運動を一步も後退させず、着実に前進させるために、夏期カンパへの御協力をお願いする次第であります。財政的にはどこも苦しいことは承知の上であります。趣旨御理解の上よろしくお願い致します。

闘いのなかから

砂子療育園 岩永千富保母解雇撤回闘争に 支援を!

兵庫県社会福祉 労働組合

兵庫県西宮市にある重度心身障害
児施設砂子療育園には、重度の身体
障害と知恵遅れ障害の二重のハンデ
イキヤップを持つ「障害児」が一
〇名ほど収容され生活しています。
ここに、七〇年に就職し、保母とし
て勤務している岩永さんは、業務命
令違反を理由に七八年十一月懲戒解
雇処分をうけ、現在まで四年八ヶ月
連日就労闘争を続けると同時に、法
廷闘争を闘っています。

砂子療育園のような重症児施設で
は、食事、排せつ、更衣、移動など
のすべての日常生活に対する介護業
務によって腰痛、頸腕などの職業病
が多発し、労働者も腰痛については
職業病として認定しています。砂子
療育園でも、この十年間で正式に労
災認定されたケースだけでも一〇〇
件をはるかに越えています。岩永さ
ん自身も、七二年十二月に腰痛症・
頸腕症候群で労災認定を受けていま
す。

職業病の闘いへの

ぬらいうち解雇

このような中、労働者の闘いで時
間内の通院の保障、休業中の賃金全
額保障などの職業病に関する協定が
かちとられ、発生の予防と保障が一

パンフレット 紹介

保育労働者の職業病を克服するために

頸肩腕障害編

大阪市民生局支那 発行

A5版 32ページ 二百円

三冊以上三割
千冊以上二割

労災保険による針灸治療の制限反対

— 行革に名をかりた労働省
の悪うつな攻撃をはねかえそう

A5版 21ページ 百円

定されてきました。協約にこそなっていないでしたが、夜間労働は被災労働者によくはないという観点から要治療の診断書がでた場合は日勤に専念し、夜勤・宵勤からははずれるという労働慣行が経営者も承知の上で確立され、十年來続けられてきました。

毎年、職業病の健診で発生をチエックしてきていましたが、七八年の健診結果は非常に深刻なもので、岩永さんの所属していた職場である北二階病棟では、職員三九名中異常なしはたったの三名という結果がでました。組合はこのような結果が出た以上、根本的な改善が必要であると考え、大幅な人員増を要求しました。

しかし、経営者である理事会はこういういった要求に答えることではなく組合弾圧、職業病者を退職においやるという方法で事態を「解決」しようとしてきました。職業病の被災者として、被災者の運動を組織し、数々の保障をかちとる闘いの中心にいた岩

永さんはねらいうちに解雇されました。ところが労働者側の責任であるかのような反動的風潮が生まれてきています。

処分理由は、治療中の岩永さんが、これまでの労働慣行に従い日勤勤務をしていることに對して、一方的に夜間勤務の就労の業務命令を出し、それに違反したというものです。この解雇攻撃に對し、岩永さんは就労闘争を闘う一方、神戸地裁尼崎支部に提訴しました。

わずか一ヶ月後の七八年十一月には、地位保全仮処分に勝訴しました。しかし、八三年二月の第一審判決は経営側の主張のみを一方的に採用し、不当にも公訴を棄却し敗訴しました。ただちに控訴し、六月三〇日には大阪高裁で第一回法廷が開かれます。

現場の被災労働者の支持

を受け更に闘いを強化

針きゅう治療制限、労災打切りの労働省の反動的策動は、労災職業病に苦しむ労働者が増々増えてきていること、そして認定闘争の広がりに對する恐怖の表現に他なりません。私たちも岩永さんの解雇撤回闘争を現場で闘うことを通して、全国の被災労働者の闘いに連帯していきたいと思います。よろしく御支援お願いいたします。

(連絡先)

兵庫県西宮市武庫川町二一九

砂子療育園内

兵庫県社会福祉労働組合

岩永さんが解雇され、組合が弾圧されるなかで、職業病に被災するこ

機関誌定期購読の申し込みについて

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で定価は一冊百円です。近隣地区及びまとめて取扱っていただけるときは直接手渡しで定価にてお渡ししている場合もありますが、原則としては郵送配布となっております。この場合の送料込みの料金は左記の表の通りです。尚、5部以上の場合は送料は当センター負担にてお送りします。

お申し込みは、電話・通信・直接振込等による納金(この場合は住所・氏名・金員のうちわけを明示して下さい)いずれでも結構です。

● 料金表

部数	料金(年額)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円

部数	料金(月額)
5部	500円
6部	600円

●以上1部増えるごと100円増

- 郵便振替 大阪6-315742
 - 大阪労金口座 梅田支店 1923154-013
- (但し、労金口座御利用の場合は住所・氏名等必
要事項をハガキ、電話等で必ずお知らせ下さい。)

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28